

平成 19 年第 2 回竜王町議会定例会（第 1 号）

平成 19 年 6 月 5 日

午前 11 時 00 分開会

於 議 場

1 議事日程（1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第 32 号 専決処分につき承認を求めることについて
(平成 18 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第 4 号))
- 日程第 4 議第 33 号 専決処分につき承認を求めることについて
(竜王町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 議第 34 号 専決処分につき承認を求めることについて
(竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 議第 35 号 専決処分につき承認を求めることについて
(平成 19 年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算(第 1 号))
- 日程第 7 議第 36 号 竜王町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第 37 号 竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第 38 号 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議第 39 号 平成 19 年度竜王町一般会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 11 議第 40 号 平成 19 年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 12 議第 41 号 平成 19 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 13 報第 1 号 平成 18 年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 14 報第 2 号 平成 18 年度竜王町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 15 報第 3 号 平成 18 年度竜王町水道事業会計予算繰越計算書について

2 会議に出席した議員（11名）

1番	寺 島 健 一	2番	川 嶋 哲 也
3番	勝 見 幸 弘	4番	村 井 幸 夫
5番	近 藤 重 男	6番	圖 司 重 夫
7番	若 井 敏 子	8番	竹 山 兵 司
10番	岡 山 富 男	12番	山 田 義 明
13番	中 島 正 己		

3 会議に欠席した議員（1名）

11番 西 隆

4 会議録署名議員

7番	若 井 敏 子	8番	竹 山 兵 司
----	---------	----	---------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	山 口 喜 代 治	副 町 長	勝 見 久 男
教 育 長	岩 井 實 成	会 計 管 理 者	青 木 進
総 務 政 策 主 監	小 西 久 次	住 民 福 祉 主 監	北 川 治 郎
産 業 建 設 主 監	宮 本 博 昭	総 務 課 長	赤 佐 九 彦
生 活 安 全 課 長	福 山 忠 雄	住 民 税 务 課 長	山 添 登 代 一
健 康 推 進 課 長	竹 山 喜 美 枝	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 部 治 夫
建 設 水 道 課 長	田 中 秀 樹	教 育 次 長	松 浦 つ や 子
学 務 課 長	木 村 公 信		

6 職務のため議場に出席した者

議 会 事 務 局 長 布 施 九 藏 書 記 古 株 三 容 子

開会 午前 11時00分

○議長（中島正己） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は11人であります。よって定足数に達していますので、これより平成19年第2回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。山口町長。

○町長（山口喜代治） 皆さん、こんにちは。平成19年第2回竜王町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中ご出席を賜わり、厚くお礼を申し上げます。開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今回は、4月の人事異動で主監・課長が一部替わっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

水田の早苗も、日一日と青々となってまいりました今日この頃でございます。麦の刈り取りや麦あと作付けの準備等、農家の方々には大変忙しい時期となってまいりました。議員の皆さま方には、日頃から議会活動にご専念をいただきておりますとともに、竜王のまちづくりに鋭意ご努力をいただいていることに対しまして敬意を表するとともに、深く感謝申し上げる次第でございます。

さて、申すまでもなく、昨今の地方自治体を取り巻く社会状況においては、国の三位一体改革については一応の終結を見たところでありますが、今後より一層の地方分権が進められ、地方行政としては大変厳しい状況になってきているところでもございます。

このようなことにより、竜王町といたしましても、議会・住民・行政が一体となって、市町合併についても真剣に議論を交えながら、竜王町の将来をしっかりと見極める時であろうと考えてもおります。議会の皆様方の一層のご指導を賜りますよう、お願いをいたしたいと考えておるところでございます。

さて、今回提案させていただく案件は、専決処分4件、条例改正3件、補正予算3件等でありますので、いずれも慎重なご審議を賜わり、ご承認いただきますことをお願い申し上げ、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

○議長（中島正己） これより、本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に専決処分報告書および議会諸般報告書ならびに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願ひいたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~○~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中島正己） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、7番 若井敏子議員、8番 竹山兵司議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（中島正己） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月18日までの14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月18日までの14日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 議第32号 専決処分につき承認を求めるについて

（平成18年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第4号））

### 日程第4 議第33号 専決処分につき承認を求めるについて

（竜王町税条例の一部を改正する条例）

### 日程第5 議第34号 専決処分につき承認を求めるについて

（竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

### 日程第6 議第35号 専決処分につき承認を求めるについて

（平成19年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号））

### 日程第7 議第36号 竜王町税条例の一部を改正する条例

### 日程第8 議第37号 竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例

### 日程第9 議第38号 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

### 日程第10 議第39号 平成19年度竜王町一般会計補正予算（第1号）

### 日程第11 議第40号 平成19年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第2

号)

**日程第12 議第41号 平成19年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第1号）**

**日程第13 報第1号 平成18年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書について**

**日程第14 報第2号 平成18年度竜王町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について**

**日程第15 報第3号 平成18年度竜王町水道事業会計予算繰越計算書について**

**○議長（中島正己）**　日程第3　議第32号から日程第12　議第41号までの10

議案および日程第13　報第1号から日程第15　報第3号の3報告について  
を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口町長。

**○町長（山口喜代治）**　ただいま一括上程いただきました議第32号から議第41号

までの10議案および報第1号から報第3号までの3報告につきまして、順を追  
って提案理由を申し上げます。

まず、議第32号から議第41号までの10議案につきまして、提案理由を申  
し上げます。

議第32号、平成18年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専  
決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処  
分を行ったものでございまして、同条第3項の規定によりましてご報告申し上げ、  
議会の承認を求めるものでございます。平成18年度竜王町下水道事業特別会計  
補正予算（第4号）につきましては、去る3月定例議会において補正予算（第3  
号）までの歳入歳出予算の総額を8億5,966万9,000円とお認めいただい  
ておりますが、その後において公共下水道竜王北第84（七里の2）工区工事に  
おいて、ルート変更による物件等の移転補償が生じたことから、かかる予算措置  
について専決処分をさせていただいたものでございます。

専決処分いたしました補正予算の内容といたしましては、既定の歳入歳出予算  
の総額に歳入歳出それぞれ154万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額  
を歳入歳出それぞれ8億6,121万3,000円とするものでございます。歳入  
といたしまして、公共下水道受益者分担金が154万4,000円の増額、歳出  
では、水道移転補償費が154万4,000円の増額でございます。

次に、議第33号、竜王町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきま  
しては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行ったもので  
ございます。同条第3項の規定によりましてご報告申し上げ、議会の承認を求め

るものでございます。

ご承知いただいておりますとおり、今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が19年3月30日に公布され、そのうちの一部につきまして4月1日から施行されたことに伴いまして、竜王町税条例の一部を改正させていただいたものでございます。地方税法の改正にあたりましては、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環としてとりまとめられたものでございます。

主な内容を申し上げたいと存じます。まず、たばこ税の税率でございますが、特例税率を本則税率に変更するものでございます。

固定資産税につきまして、附則第10条の2第6項で、65歳以上の者・要介護等の認定を受けた者等が居住する住宅で、一定のバリアフリー改修工事を完了したものに係る減額措置の創設であります。附則第11条の3では、平成19年度または平成20年度における複合利用鉄軌道用地に係る評価方法の変更に伴う価格の特例の創設であります。

町民税につきましては、附則第19条の3では、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例の適用期間を1年延長し、平成21年度までとするものであります。

附則第20条の5では、保険料に係る個人の町民税の課税の特例として、条約相手国に対し支払った社会保険料について、社会保険料控除の適用を受ける社会保険料とみなすものであります。また、社会保険料控除の適用を受ける場合、町民税の申告の規定を準用し、申告書の提出義務を課すものであります。以上、専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、議第34号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行ったものでございまして、同条第3項の規定によりましてご報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

ご承知いただいておりますとおり、今回の条例改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成19年3月30日に公布され、同4月1日から施行されたことに伴いまして竜王町国民健康保険税条例の一部を改正させていただいたものでございます。

ご承知いただいておりますとおり、平成12年度から介護保険制度が創設されました、国民健康保険税の税額は、基礎課税額と介護納付金課税額の合計額にな

るわけでございますが、今回の改正は、基礎課税額に係ります課税限度額を53万円から56万円に引き上げるものでございます。当然のことではございますが、国民健康保険税額の減額をした場合につきましても、基礎課税額に係ります課税限度額を53万円から56万円に引き上げるものでございます。

こうした改正の結果、国民健康保険税の基礎課税額と介護納付金課税額の合計最高額は、65万円となるものでございます。以上、専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、議第35号、平成19年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について提案理由を申し上げます。本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございまして、同条3項の規定によりましてご報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

平成19年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めいただいております当初予算額が9億3,000万円でございます。補正予算（第1号）として歳入歳出それぞれ66万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,066万円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、平成18年度におきまして老人保健医療事業特別会計の歳入歳出決算が、医療費等による国庫負担金の収入不足によりまして赤字となりますことから、地方自治法施行令第166条の2の規定によりまして、翌年度歳入の繰上充用を行い、次年度に赤字を持ち越さないこととするものであります。歳入では、平成19年度に精算予定の国庫支出金の医療費負担金が66万円の増額補正でございます。歳出では、前年度繰上充用金が66万円の増額でございます。以上、専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、議第36号、竜王町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。本日提案させていただきました竜王町税条例の一部を改正する条例は、今年3月に地方税法等の一部を改正する法律が公布されましたことに伴います竜王町税条例の一部改正でございます。

まず、第23条では、町民税の納税義務者等を定めておりますが、法人税割の納税義務者に「法人課税信託の引受けを行う個人」を追加するものであります。また、「法人課税信託の引受けを行う人格なき社団等」を法人とみなすものであります。

第31条では、均等割の税率を定めておりますが、表中で引用している法人税

法の法律番号を削除するものであります。

附則第17条の2では、租税特別措置法の引用条項のずれが生じますので、所要の改正を行うものであります。

附則第19条の2では、特定管理株式の譲渡から除かれる有価証券先物取引に係る根拠規定等が変更となることから、条文を整備するものであります。

次に、議第37号、竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、竜王町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

条例第5条につきましては、国民健康保険被保険者一部負担金について定めたものでありますが、3歳に達する日の属する月以前である場合は、10分の2の一部負担金をお願いしていますが、これを、「6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合」に改めるものであります。

また、前期高齢者であります70歳から75歳未満の一部負担金が1割になっている方につきまして、2割負担とすることから、条文の整備を行うものであります。なお、これらの施行につきましては、平成20年4月1日からでございます。

次に、議第38号、竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額について、配偶者以外の3人目以降の扶養親族に係る加算額を、2人目までの扶養親族に係る加算額と同額に引き上げるため、改正するものであります。

次に、議第39号、平成19年度竜王町一般会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が47億6,200万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ1,444万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,644万9,000円としたいたいものでございます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、後期高齢者医療システム導入等に伴う電算室改修工事、障害者社会的事業所入所事業費補助金、精神障害者共同作業所運営費補助金などの増額で、妊婦健診事業についての予算の組み替え、集落営農ステップアップ実践事業補助金、町道鏡七里線の張出し歩道改修測量設計業務委託料の増額をお願いするものでございます。

補正予算の内容につきましては、後ほど担当課長から説明をさせます。

次に、議第40号、平成19年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額に、専決処分いたしました補正（第1号）の額を合わせた総額は、9億3,066万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ1,510万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,576万1,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、平成18年度におきまして老人保健医療事業特別会計の歳入歳出決算が医療費による支払基金交付金、県負担金および審査支払手数料による支払基金交付金が精算超過となりますことから、これらの返還金の補正をお願いするものでございます。

歳入予算では、平成19年度に精算予定の国庫支出金の医療費負担金精算追加が1,510万1,000円の増額、歳出予算では、償還金1,510万1,000円の増額でございます。

次に、議第41号、平成19年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めいただいております当初予算の歳入歳出予算額は、8億700万円でございます。今回、歳出予算について組み替えをいたしたいものでございます。

補正予算の内容は、七里から希望が丘団地への幹線整備延長増加に伴い、特環公共下水道測量試験業務委託料が374万円の増額、特定環境保全公共下水道管渠工事について、工事請負費が374万円の減額をお願いするものです。

以上、議第32号から議第41号までの10議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、よろしくご審議を賜わりまして、ご承認を賜りますようお願い申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

○議長（中島正己） 赤佐総務課長。

○総務課長（赤佐九彦） ただいま、町長から提案理由の説明があったわけでございますが、平成19年度竜王町一般会計補正予算（第1号）の内容について、お手元配付の補正予算の概要により説明させていただきます。

平成19年度竜王町一般会計予算の総額は、お認めいただいております当初予算額が47億6,200万円で、今回、補正予算（第1号）として歳入歳出それぞれ1,444万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,644万9,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、まず歳入予算では、障害者社会的事業

所入所事業費県補助金が41万2,000円の増額、精神障害者共同作業所運営費県補助金が44万4,000円の増額、集落営農ステップアップ実践事業県補助金が591万円の増額、前年度繰越金が694万3,000円の増額などでございます。

次に、歳出予算の主なものといたしましては、後期高齢者医療システム導入等に伴う電算室の電源の引き込みと分電盤の設置にかかる改修工事が85万円の増額、障害者社会的事業所の入所に伴います事業補助金が82万5,000円の増額、精神障害者共同作業所の入所に伴います運営費補助金が88万8,000円の増額、妊婦健診事業について事業費の組み替えに伴います委託料と補助金がそれぞれ178万2,000円の増減、山中地区での施設整備および山之上生産組合の機器購入に伴います集落営農ステップアップ実践事業補助金が768万3,000円の増額、町道鏡七里線の張出し歩道改修測量設計業務委託料が270万円の増額などでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、平成19年度竜王町一般会計補正予算（第1号）の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 続きまして、報第1号から報第3号につきましてご報告いたします。

報第1号および報第2号の平成18年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書および平成18年度竜王町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

本繰越明許費繰越計算書の内容につきましては、去る3月定例議会において、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費としてお認めをいただきました平成18年度の繰越明許費にかかるものでございます。

一般会計では、介護保険システム修正業務215万3,000円、竜王町道路台帳更新業務450万円および竜王町中心核整備等基本計画策定業務241万5,000円をそれぞれ繰り越しさせていただきました。

介護保険システム修正業務につきましては、医療制度改革に伴う介護保険システムの改修の仕様について国からの示しが遅れたことから、竜王町道路台帳更新業務につきましては、測量調査に予定以上の日数を要したことから、竜王町中心

核整備等基本計画策定業務につきましては、地区計画にかかる県のガイドラインが示されるのが遅れたことにより、地区計画にかかる町のガイドラインおよび地区計画の策定が遅れたことから、それぞれ年度内完了が困難となり繰り越すことになったものでございます。

下水道事業特別会計では、竜王町特定環境保全公共下水道事業が1億3,500万円を繰り越しさせていただきました。これは、岡屋面整備において特殊工法の施工にあたって、現場状況における施工の困難さと、通行制限区間の取り合いの調整に時間を要したことから、繰り越すことになったものでございます。

次に、報第3号、平成18年度竜王町水道事業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、ご報告申し上げるものでございます。

この繰越につきましては、配水管布設替工事が下水道工事の繰越により3,789万円を繰り越すことになったものでございます。今後におきましては、早期に完了できるよう努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、報告といたします。

以上をもちまして、議第32号から議第41号までの10議案および報第1号から報第3号の3報告すべてにつきまして、順を追って提案理由を申し上げましたので、よろしくご審議を賜わり、ご承認をいただきますようお願ひ申し上げ、提案理由とさせていただきます。

○議長（中島正己） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

この際、日程第13 報第1号から日程第15 報第3号までの3報告について、質疑がありましたら、これを認めることにいたします。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第13報第1号から日程第15 報第3号までの3報告について、報告を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時38分